(4)　当該構成会社等が当該対象会計年度において令第百五十五条の十七第一項（第一号に係る部分に限る。）（各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例）の規定の適用を受ける場合における同項の適用株主等が直接又は同号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

(5)　当該構成会社等が当該対象会計年度において令第百五十五条の三十一第一項（第二号に係る部分に限る。）（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合における同項の適用株主等が直接又は同条第二項第四号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

ロ　イの構成会社等及び当該構成会社等の所在地国とする他の構成会社等（各種投資会社等に限る。）のイ(2)の対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額（当該構成会社等が無国籍構成会社等に該当する場合には、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額）

二　令第百五十五条の五十三第一項の構成会社等が恒久的施設等に該当する場合　イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合

イ　次に定めるところにより作成される当該恒久的施設等を有する構成会社等に係る最終親会社等の各対象会計年度に係る連結財務諸表において非支配株主帰属額として記載される金額

(1)　当該最終親会社等及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

(2)　ロに掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額

(3)　当該最終親会社等と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ロ　当該恒久的施設等及び当該恒久的施設等の所在地国とする他の構成会社等（各種投資会社等に限る。）のイ(2)の対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額（当該恒久的施設等が無国籍構成会社等に該当する場合には、当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額）

第三十八条の四十二第四項を削り、同条第三項中「第一項の」を「第二項の」に、「第一項第一号」を「第二項第一号イ」に、「同号ニ」を「同号イ(4)」に、「同号ホ」を「同号イ(5)」に、「同項第二号」を「同号ロ」に、「前項第一号」を「同項第二号イ中「構成会社等に」とあるのは「共同支配会社等に」と、「最終親会社等の」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の」と、同号イ(1)から(3)までの規定中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と、同号ロ中「他の構成会社等」とあるのは「イの共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、前項第一号イ」に、「無国籍構成会社等に該当する」を「が無国籍構成会社等」に、「無国籍共同支配会社等に該当する」を「が無国籍共同支配会社等」に、「第百五十五条の四十四第二項」を「第百五十五条の四十四第三項」に、「読み替える」を「、同項第二号イ中「構成会社等に」とあるのは「共同支配会社等に」と、「最終親会社等の」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の」と、同号イ(1)から(3)までの規定中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と、同号ロ中「他の構成会社等」とあるのは「イの共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の四十第二項第一号イ」とあるのは「第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十第二項第一号イ」と、「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「第百五十五条の四十四第三項」とあるのは「第百五十五条の五十一第一項において準用する令第百五十五条の四十四第三項」と読み替える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令第百五十五条の五十三第二項に規定する財務省令で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合

イ　次に定めるところにより作成される令第百五十五条の五十三第二項の構成会社等に係る最終親会社等の過去対象会計年度に係る連結財務諸表において非支配株主帰属額として記載される金額

(1)　当該最終親会社等及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

(2)　ロに掲げる金額を当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

(3)　当該構成会社等と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ロ　当該恒久的施設等及び当該恒久的施設等の所在地国とする他の構成会社等（各種投資会社等に限る。）のイ(2)の過去対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額（当該恒久的施設等が無国籍構成会社等に該当する場合には、当該恒久的施設等の当該過去対象会計年度に係る令第百五十五条の四十第二項第一号イに規定する再計算個別計算所得金額）